

令和5年神審第39号

裁 決

練習船A貨物船B衝突事件

受 審 人 b

職 名 B船長

海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bを戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年9月16日16時57分半僅か過ぎ

阪神港神戸第1区

2 船舶の要目

船種	船名	練習船A	貨物船B
総トン数		3,990トン	499トン
全長		91.28メートル	74.90メートル
機関の種類		ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力		3,000キロワット	1,471キロワット

3 事実の経過

(1) Bの設備及び性能

Bは、船尾船橋型の鋼製貨物船で、1軸右回りの固定ピッチプロペラ及び港内操船時舵角を70度まで操作できるシリングラダー並びにバウスラスターをそれぞれ装備し、GPSアンテナを船首端から60メートル後方、左舷端から6メートル右方の船橋上部に設置していた。

(2) 阪神港神戸第1区

阪神港神戸第1区は、その北部に、南北に伸びる突堤が西から東に並んで4本築造され、西側から新港第1突堤（以下、突堤に関しては「新港」を省略する。）、第2突堤、第3突堤及び第4突堤と称され、長さ約360メートルの第1突堤東側南端からD、E、F、同突堤約140メートル東側の第2突堤西側南端からG、Hと岸壁の名称が付されていた。

(3) b受審人の着岸計画

b受審人の着岸計画は、第2突堤H岸壁へ10回程度出船左舷着けで着岸した経験から、第1突堤南東端から10メートルないし15メートル離して同突堤と平行に進み、Aから10メートル離すようにして右回頭し、出船左舷着けする計画であった。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、船体ほぼ中央に船橋を有する鋼製練習船で、船長aほか43人が乗り組み、実習生104人を乗せ、船首4.89メートル船尾5.02メートルの喫水をもって、第1突堤EF岸壁に、船首を352度（真方位、以下同じ。）に向けて入船左舷着けで係留中、令和4年9月16日16時57分半僅か過ぎ神戸メリケンパークオリエンタルホテル灯台（以下「ホテル灯台」という。）から068.5

度540メートルの地点において、船首が352度に向いたまま、その右舷船尾部にBの左舷船尾部が後方から57度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力5の東北東風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好で、兵庫県神戸市には、強風及び波浪の各注意報が発表されていた。

また、Bは、b受審人ほか4人が乗り組み、空倉のまま、船首1.9メートル船尾3.9メートルの喫水をもって、13時35分阪神港大阪第1区を発し、同港神戸第1区第2突堤H岸壁に向かった。

b受審人は、乗組員を入航配置に就かせ、前示岸壁に出船左舷着けの予定で、16時45分ホテル灯台から140.5度780メートルの地点で、008度の針路で左方に4度圧流され、2.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行した。

b受審人は、右舷方から風を受け左方に圧流されていることを認め、16時53分ホテル灯台から089度540メートルの地点で、第1突堤から約20メートル離して同突堤に平行に進むよう針路を010度に転じ、左方に17度圧流され、1.6ノットの速力で続航し、16時55分ホテル灯台から079.5度530メートルの地点に至ったとき、さらに左方に圧流される状況であったが、機関とバウスラスターを使用すれば支障なく右回頭できると思い、さらに針路を右にとるなど、操船を適切に行わなかった。

b受審人は、16時55分半ホテル灯台から077度540メートルの地点で、第2突堤H岸壁に着岸するため右回頭を開始したところ、Bは、船首が049度を向き、0.7ノットの速力となったとき、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船尾部外板に凹損を、Bは、左舷船尾部

に修理不要の擦過傷をそれぞれ生じたが、のちAは修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、阪神港神戸第1区において、右舷方から風を受ける状況下、Bが着岸する際、操船が不適切で、第1突堤E F岸壁に係留中のAに向かって圧流されたことによって発生したものである。

b受審人は、阪神港神戸第1区において、右舷方から風を受ける状況下、Bを着岸操船中、左方に圧流されていることを認めた場合、第1突堤E F岸壁にAに係留していたのだから、同船から離れるようさらに針路を右にとるなど、操船を適切に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、機関とバウスラスタを使用すれば支障なく右回頭できると思い、操船を適切に行わなかった職務上の過失により、Aとの衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年7月22日

神戸地方海難審判所

審判官 大 北 直 明